

令和7年 琉球泡盛の移出数量等の状況

(令和8年4月22日 公表)

沖縄県酒造組合

令和7年 琉球泡盛の移出数量等の状況

令和7年1月～12月(以下「令和7年」という。)の琉球泡盛の移出数量等の状況は、以下のとおりです。

1. 製成数量

令和7年の製成数量は、12,451キロリットル(30度換算。以下同じ)で、対前年比6.0%の増加(令和5年12.4%**減**)となっています。前年を上回るのは3年ぶり。各酒造所の在庫調整も要因の一つと考えられる。

2. 移出数量

(1) 琉球泡盛

令和7年の琉球泡盛の移出数量は、11,733klで、対前年5.7%の**減少**となった(令和6年3.3%**減**、令和5年3.4%**減**)。

若者の飲酒離れ、飲み方の多様化等が原因と考えられる。

令和2年13,817klの84.9%の水準となっているが、新型コロナウイルス感染症の影響前の令和元年16,009klの73.3%と、「回復道半ば」「逡減傾向へ」。

ちなみに泡盛を含む単式蒸留焼酎の移出数量は対前年比97.1%、清酒は対前年比97.6%となっている。

移出先別にみると、県内は6.9%**減**(令和6年4.5%**減**)、県外は0.9%**減**(令和6年1.3%**増**)、輸出については、対前年比21.7%**減**(令和6年20.1%**増**)となった。

昭和47年5月の本土復帰から50年以上続いた沖縄県産酒類に係る酒税の特例措置が、泡盛については6年後の令和14年5月までの間に段階的縮減を経て廃止。泡盛以外については、令和5年10月20%⇒15%を経て、本年、令和8年9月末廃止がそれぞれ決定。

泡盛について、第一回目の縮減が令和6年5月15日からスタートした。その影響が移出数量の8割を占める県内において、5月に駆け込み需要の影響から前年同期比で106%に押し上げたもののその後は一度も前年同期を上回ることなく、前年比95.5%に着地した。

第二回の縮減が本年、令和8年5月15日から実施される。本組合としても市場への影響について注視していく。

令和6年12月5日、泡盛を含む「日本の伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に登録されたことを契機に、令和7年度においてもマスコミ報道や様々なイベントを実施したが、「需要回復」に繋げるまでに至らなかった。

海外輸出について令和7年度は組合が事業主体となった海外輸出支援・促進事業としてアメリカ、ドイツとシンガポールで開催されたスピリッツメインの酒類展示会への出展を実施した。

ほか、組合が連携・協力、酒造所(組合員)単独、あるいは輸出事業者等とのコンソーシアム形式により支援・補助事業を展開・推進した。

令和7年を国別にみると、輸出トップのアメリカが前年の8,000㍓から8,800㍓、2位の台湾は2,400㍓から8,700㍓と増加し、ついで中国は3,700㍓と横ばいであった。

※ 令和7年輸出数量の前年比 清酒108.0% 単式蒸留焼酎115.8%

(2) 原料用アルコール(45度を超える泡盛)

単式蒸留焼酎(泡盛)は、45度以下と定められており、45度超については「原料用アルコール(酒税法第3条17号)」と区分されている。

令和2年4月、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則の一部改正が図られ、45度を超える原酒(泡盛)について「泡盛」と表示することが可能になった。

さらに令和2年9月、地理的表示「琉球」について改定があり、「原料用アルコール」について、「琉球」の表示が可能になった。

原料用アルコールが「琉球泡盛」として表示が許されたことから、令和3年以降の「琉球泡盛」製成数量及び移出数量に加算している。

令和7年の原料用アルコールの移出数量は、32.4klで、対前年32.4%の**減少**となった(令和6年47.9kl 27.3%増、令和5年37.6kl 4.9%増、令和4年35.9kl 10.1%増)。輸出の減少(前年8.9kl⇒2.3kl)が要因の一つ。

(3) リキュール

令和7年のリキュール出荷数量(生酒)は495kl、対前年2.1%の増となっている。(令和6年7.7%**減**)。

統計を取り始めて過去最高だった令和5年の525klを更新することはできなかった。

移出先別にみると、国内は445klで0.4%の**減少**(令和6年12.6%増、令和5年12.6%増、令和4年12.5%増)。一方、海外は49.2klで29.8%の増加(令和6年59.5%の**減**、令和5年3.5%**増**、令和4年8.2%増)となっている。

3. 泡盛製造業の経営状況等

令和7年～6年の営業利益が1千万円超の酒造所が5社(6年～5年6社、5年～4年11社、4年～3年5社)と、昨年から1社減少した。

また、営業損失(赤字)が半数を超える23社(6～5年24社、5年～4年21社、4～3年30社)となっている。

泡盛製造業44社の営業利益も▲282百万円と、昨年に引き続き赤字となった。

営業利益が前年度より増加・黒字化した酒造所は、飲みやすさを追求した新商品の投入や多酒類化、令6年5月以降の酒税軽減措置の段階的縮減がスタートしたことに伴い、価格転嫁(値上げ)が進んだことなどが主な要因と思われる。

4. 今後の取組

昭和47年5月の本土復帰から50年間続いた沖縄県産酒類に係る酒税の特例措置が、泡盛については6年後の令和14(2032)年5月までの間に段階的縮減を経て、廃止。

泡盛以外については、令和5(2023)年10月20%⇒15%を経て、本年、令和8(2026)年9月末廃止がそれぞれ決定。

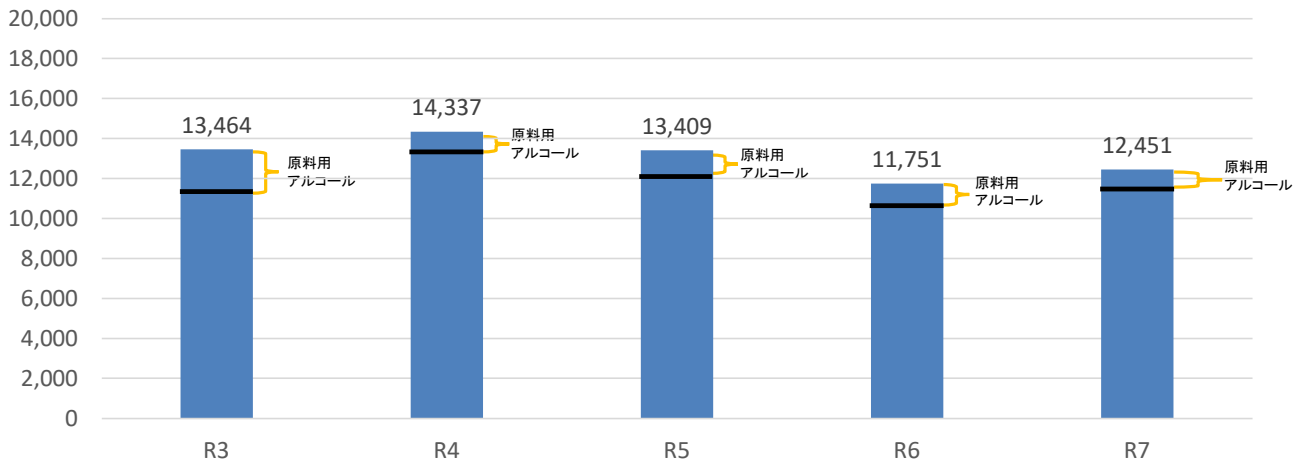
沖縄県酒造組合では、令和3年度全酒造所が参加し実施した「琉球泡盛ブランディング事業」の中から生まれたスローガン「あそび心、盛りだくさん。」及び業界の使命「泡盛を、沖縄の誇りにする。」の確実な展開・浸透を図るべく、想定ターゲットや飲用シーンなど消費者視点をより考慮した上で、県内の若年層を中心に、県外、海外への更なる需要拡大を図るとともに、厳しい経済環境下である経営基盤を確立し、沖縄県の地場産業としての一翼を担うべく、これからの沖縄県経済に対する、包括的な社会的責任を果たしていくこととしている。

具体的には、①県内外の飲食店イベントや、②泡盛公式Instagram等SNSを駆使した情報発信、③泡盛ガイドの養成とインバウンド対応を意識した泡盛ツーリズムの磨き上げ等に取り組んでいく。

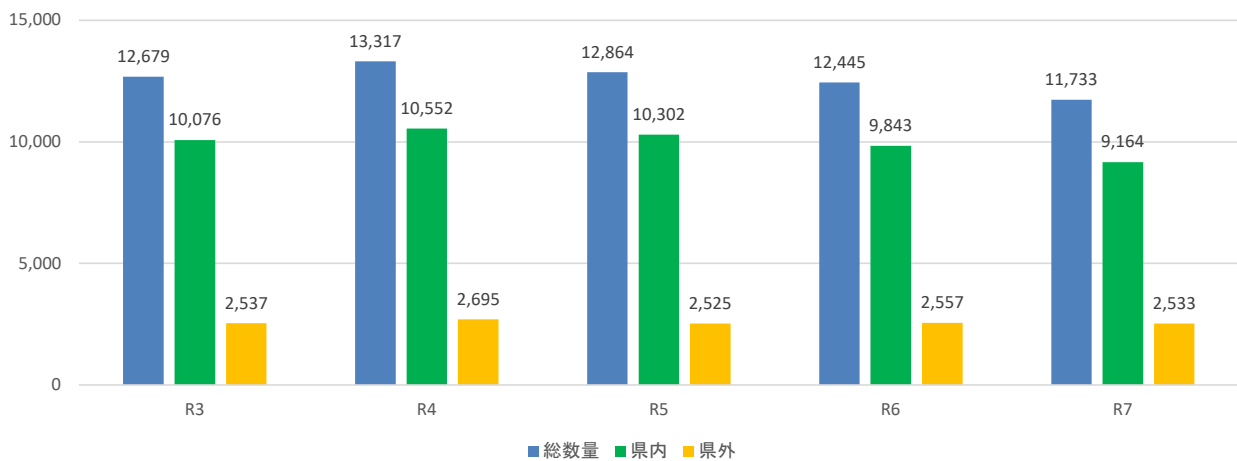
[ブランディング事業関連以外の事業]

- ・ 海外輸出について、令和3年度組合内に設立した「琉球泡盛海外輸出促進部会」を軸に、国及び沖縄県の支援・助成金等を有効活用した海外輸出振興策を展開する。
- ・ 沖縄県産酒類に係る酒税の特例措置を受けている沖縄県産酒類製造業者を対象にした、「令5年度沖縄県泡盛製造事業者実態調査において判明した課題解決事業」「沖縄県産酒類製造業者の海外展開に向けた調査」以上2件の調査事業を最大限活用することとする。

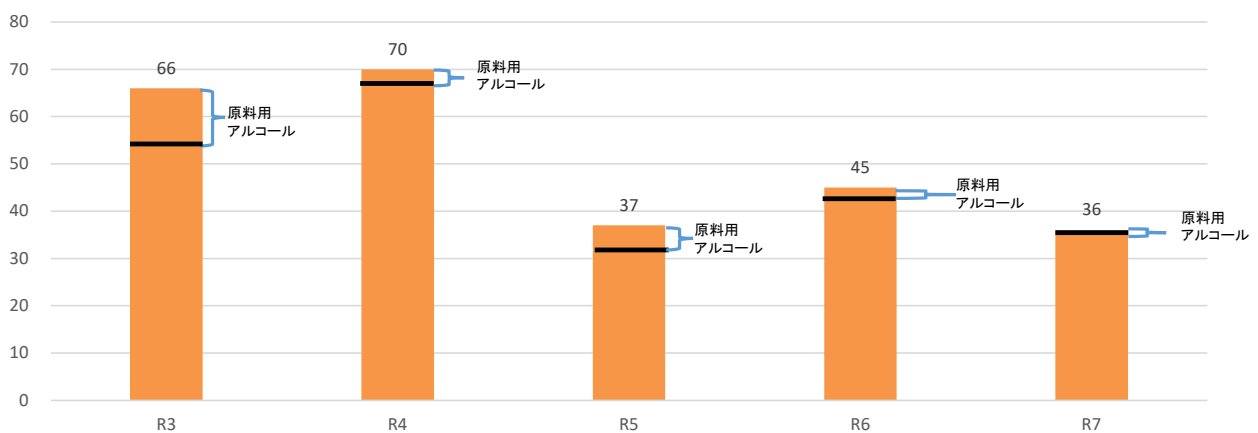
(図1) 製成数量(単位:キロリットル)



(図2) 移出数量(単位:キロリットル)

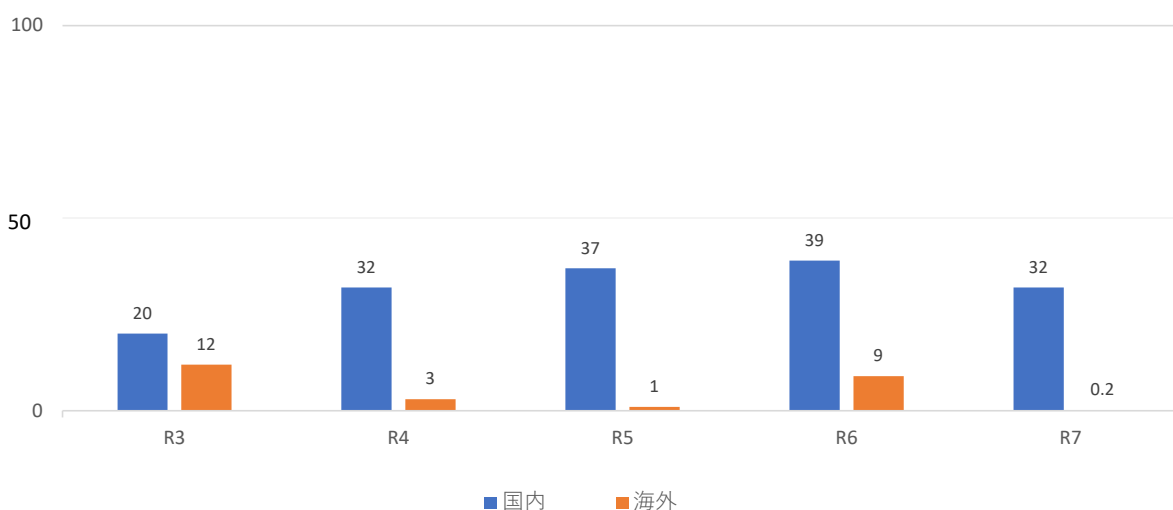


(図3) 海外輸出(単位:キロリットル)

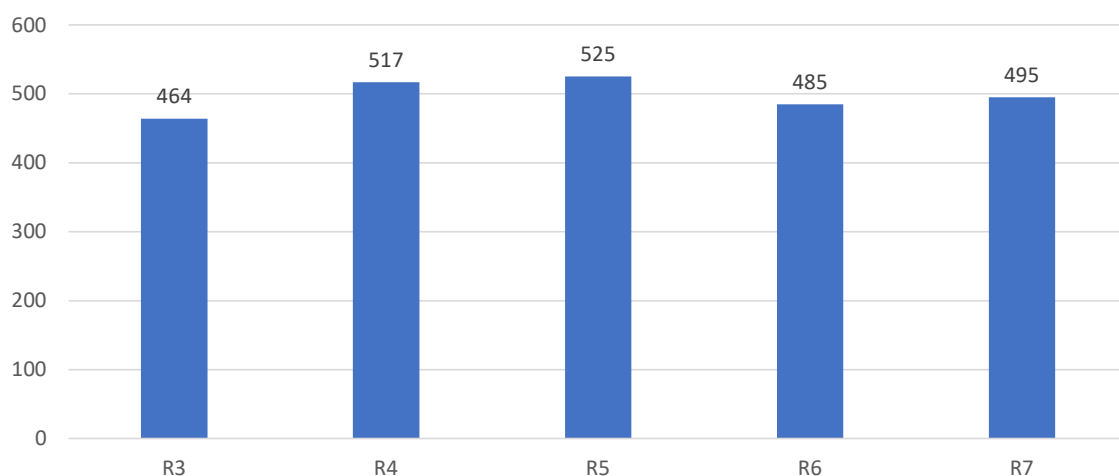


琉球泡盛輸出プロジェクトにおいて、令和6年に、100キロリットルの輸出目標を掲げています。

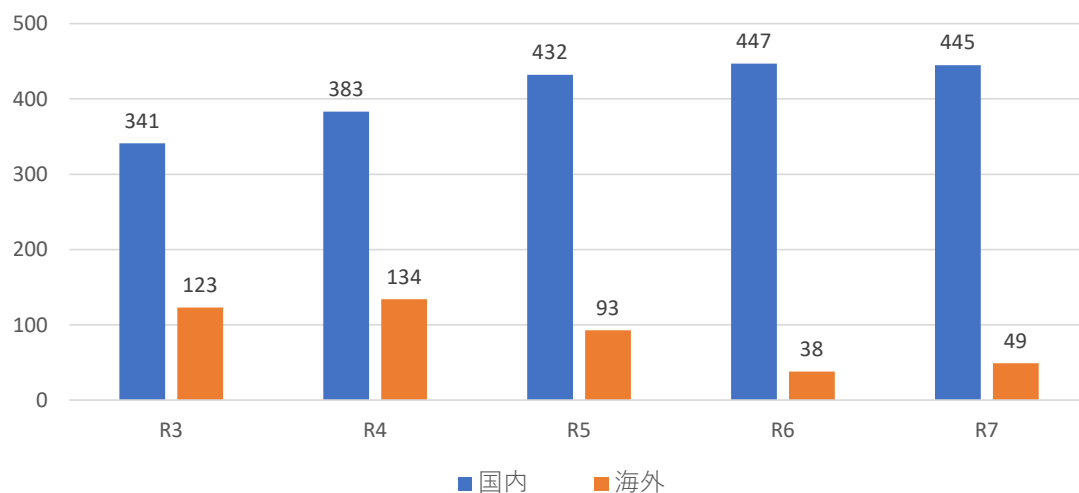
(図4)原料用アルコール国内外移出数量(単位:キロリットル)



(図5)リキュール移出数量(単位:キロリットル)



(図6)リキュール国内外移出数量(単位:キロリットル)



(図7) 泡盛製造業の経営状況等

① 営業利益階層別の酒造所数

営業利益	事業年度	R4~3	R5~4	R6~5	R7~6
	1億円～		1	0	0
5,000万円超～1億円以下		0	2	1	1
1,000万円超～5,000万円以下		4	9	5	4
500万円超～1,000万円以下		2	4	5	5
500万円以下		7	8	9	11
営業損失		30	21	24	23
合計		44	44	44	44

② 経営状況

年度	泡盛製造業			
	R4~3	R5~4	R6~5	R7~6
企業数	44社	44社	44社	44社
売上高(百万円)	11,140	12,869	13,098	12,938
営業利益(百万円)	▲505	2.2	▲149	▲282
営業利益率	▲4.5%	0.02%	▲1.14%	▲2.18%

(図8) 泡盛製造業の製成数量規模別の事業所数

製成数量規模	泡盛製造業			
	事業所数	割合	製成数量	割合
100kl以下	25	56.8%	972	8.3%
100～200kl	6	13.6%	820	7.0%
200～400kl	6	13.6%	1,738	14.8%
400～600kl	2	4.5%	839	7.1%
600～2,000kl	4	9.1%	5,699	48.5%
2,000～5,000kl	1	2.3%	2,383	20.3%
5,000kl超	0	0.0%	0	0.0%
合計	44		12,451	

「泡盛製造業の製成数量規模別比較」
※泡盛製造業は令和7年1月～12月の状況

沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置の段階的廃止等

沖縄の復帰に伴う激変緩和措置として設けられた沖縄県産酒類に係る酒税の特例について、復帰50年を迎え、酒類製造業界から提言がなされたことなどを踏まえ、沖縄の酒類製造業の自立的発展に向けた施策の一環として、最長8年をかけて段階的に廃止します。

【軽減割合】

単式蒸留焼酎(泡盛)

前年度県内 課税移出数量	改正前		改正後			
	～R4年5月14日	R4年5月15日～	R6年5月15日～	R8年5月15日～	R11年5月15日～	R14年5月15日
1,300kℓ超	▲35%		▲25%	▲15%	▲5%	廃止
200kℓ超～ 1,300kℓ以下			▲30%	▲20%	▲10%	
200kℓ以下			▲35%			

ビール等(単式蒸留焼酎以外の酒類)

改正前		改正後	
～R4年5月14日	R4年5月15日～	R5年10月1日～ (ビール類税率見直し)	R8年10月1日 (ビール類税率統一)
▲20%		▲15%	廃止

※軽減対象となる酒類は、沖縄県の区域内にある酒類の製造場（復帰前からの製造場として指定を受けたもの）において製造され、県内に移出される酒類に限る。